

手術件数報告要領

1. 手術室で行った手術のみを報告する。ただし、手術室で行った硬膜外ブロックなどのブロック、針生検やハローベスト固定などは含まない。
2. 1件の手術を複数の欄にはカウントしない。
3. 同一部位、同一皮切は1件と数える。ただし皮切が別でも一連の手術は1件とする^{注1}。左右の手術、上肢と下肢の手術は2件とする^{注1}。
4. 腱板断裂や陳旧性の腱・靱帯断裂に対する再建術は外傷の手術ではなく、腱板断裂手術、腱・靱帯再建術に分類する。
5. 骨頭壊死に対する人工骨頭挿入術など疾病に対する人工骨頭挿入術は股関節の直視下手術の人工関節置換術に分類する。
6. 手術の際の骨移植術はカウントしない。
7. 偽関節手術は骨折、外傷手術に分類する。
8. どの欄にも分類困難と思われる手術はその他の手術に入れる。
9. 外傷手術合計欄には各部位の骨折、外傷の手術の合計を記載し、疾病手術合計欄には外傷以外の手術（内固定材料抜去術は除く）の合計を記載する。
10. 最後に内固定材料抜去術、その他の手術、外傷手術合計、疾病手術合計の和を総件数として記載する。

注1

※多皮切でも右第2～5中手骨骨折は1件に数える。

※脛腓骨骨幹部骨折や足関節内外果骨折に対して脛腓骨あるいは内外果を骨接合しても2件ではなく1件と数える。

※橈尺骨骨幹部骨折や橈尺骨遠位端骨折に対して橈尺骨を骨接合しても2件ではなく1件と数える。

※両側踵骨骨折などに対し、両側（左右）の手術を行えば2件に数える。